

地域包括支援センターの体制整備について

介護保険課

1 地域包括支援センターの現状等について

(1) 設置の経過

「地域包括支援センター」は、平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により、介護予防及び地域ケアのための中核機関として創設された。

センターは、市町村が責任主体となり、市町村又は市町村から包括的支援事業の委託を受けた者が設置し、公正・中立の立場から事業を実施することが求められている。

このため本市では、4 月 1 日にセンターを直営で 3 箇所立ち上げ、事業を実施している。

(H18.6.1現在)

| センター名 | 設置場所 | 職員数 | 嘱託等 |
|--------------|-------------|-----|-----|
| 北部地域包括支援センター | 豊野支所 2階 | 8人 | 5人 |
| 中部地域包括支援センター | 市役所第 2庁舎 1階 | 8人 | 4人 |
| 南部地域包括支援センター | 篠ノ井支所 1階 | 9人 | 6人 |
| 計 | | 25人 | 15人 |

(2) 事業内容

包括的支援事業

- イ 介護予防マネジメント業務 (特定高齢者のケアプランの作成)
- ロ 総合相談支援 (高齢者の実態把握、介護保険以外のサービスの調整)
- ハ 権利擁護 (虐待相談、情報提供、ネットワークづくり)
- ニ 包括的・継続的ケアマネジメント(支援困難ケースなどケアマネジャー支援)

介護予防支援 (要支援 1・2と認定された者のケアプラン作成)
(業務の一部を居宅介護支援事業者へ委託できることとなっている。)

(3) 現状と課題

現状

センターは、市民に着実に浸透し相談等も増加している。

4月・5月の相談件数 (3センターの合計) 1,527件

また、介護予防支援業務 (要支援 1・2と認定された者のケアプラン作成)は、可能な限り居宅介護支援事業者へ委託し、委託できないケースや支援困難なケースをセンターで実施している。

課題

しかし、居宅介護支援事業者へ委託する場合について、制度施行直前に国から厳しい基準が示されたことに伴い、受託を控える事業者が多く、また、今後介護予防給付の対象者の増加が見込まれるなか、平成 19 年 1 月以降現状のセンター

の体制では業務の処理が大幅に遅れることが予測されるとともに、相談業務等にも影響を及ぼす恐れが想定される。

国から示された基準

A 介護報酬 (ケアプラン作成料)

| 介護度 | 要支援 1・2 | 要介護 1・2 | 要介護 3から5 |
|----------|---------|---------|----------|
| 1件あたりの報酬 | 4,000円 | 10,000円 | 13,000円 |

B 居宅介護支援事業者に委託する場合は、ケアマネジャー 1人あたり8件までとする。(経過措置により平成 18 年 10 月から実施)

C ケアマネジャー 1 人あたり 月に 40件以上 (介護予防支援と介護支援の合計)のプランを作成した場合、介護報酬が減算となる。(40件以上 4割の減額、60件以上 6割の減額)

居宅介護支援事業者への委託の状況

居宅介護支援事業者へ委託できる件数は、当初 1,300件/月 (2月調査)と見込んでいたが、5月に再調査したところ、最大で 550件/月、程度である。

受託しない理由は、

- ・ケアプラン作成に、予想以上に時間や手間がかかるため。
- ・介護報酬に基づく委託料が安価なため。

介護予防給付対象者数の推計 **資料 3** のとおり

2 今後の対策について

センターの業務に支障がでないように、介護予防支援業務において次の方法で対応を図り円滑に業務を進めることができるようにする

(1) 委託による地域包括支援センターの開設

平成 20年度までに直営の 3箇所を含め、市内 9ブロック (保健センターごと)に 1箇所ずつ設置する予定となっているセンターを、平成 19年 1月 1日から6箇所開設する。

センターの増設による介護予防支援対応可能件数

$$6\text{箇所} \times 3\text{人 (職員数)} \times 40\text{件 (月あたりの件数)} = 720\text{件}$$

地域包括支援センターの委託先については、今までの実績等を含め「在宅介護支援センター」を運営している法人から選定することとしたい。

(2) 直営の地域包括支援センターの人員増

なお、上記 (1)によっても対応できない件数について、状況に応じ直営のセンター職員を増員する。

3 対策にかかる費用(概算)

センター 1箇所あたりの年間委託料 13,000千円程度
センター 1箇所あたりの初度調弁費 300千円程度

4 委託センター設置の今後のスケジュール

7月11日(火) 地域包括支援センター運営協議会の開催
介護予防支援の現在の状況と今後の対応

7月13日(木) 在宅介護支援センター所長会議の開催
委託によるセンター設置依頼
応募計画書の作成依頼

(計画書作成)

8月21日(月) 地域包括支援センター計画書提出期限

(計画書内容の確認・ヒアリング)

9月25日(月) 地域包括支援センター運営協議会の開催
委託候補事業者に係る意見徴収

(委託法人開設準備)

(契約締結)

(市民周知・広報)

(職員の研修)

平成19年1月1日(月) 委託による地域包括支援センター開設